

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7-11-1	5-000062
大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	5-000365
株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	5-000267

注) 業者番号「5-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

日本交通技術株式会社：令和8年3月4日～令和8年9月3日（6か月）

大日コンサルタント株式会社：令和8年3月4日～令和8年6月3日（3か月）

株式会社トーニチコンサルタント：令和8年3月4日～令和8年6月3日（3か月）

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設コンサルタント業務委託

4 事実概要

上記3社は、特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

当該事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第6号に該当する。

なお、大日コンサルタント(株)及び(株)トーニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要領第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（4 号及び5号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)